

いばらき

雇用ニュース

第365号

9

2012



「コスモス（ひたちなか市）」いばらきフォトダウンロード

9月は障害者雇用支援月間です！

おもな内容
CONTENTS

県内の雇用情勢について.....	2
県内経済4団体に高校生の求人要請！.....	3
被災者雇用開発助成金の対象者要件の変更について.....	4
雇用調整助成金等の支給要件等の変更について.....	5
労働契約法の改正について.....	6
9月は障害者雇用支援月間です！.....	7
茨城県雇用関係主要指標.....	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 0.84「雇用情勢は、緩やかな改善の動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある」

— 有効求人数(原数値)は 27 か月連続の増加 —

1 概況

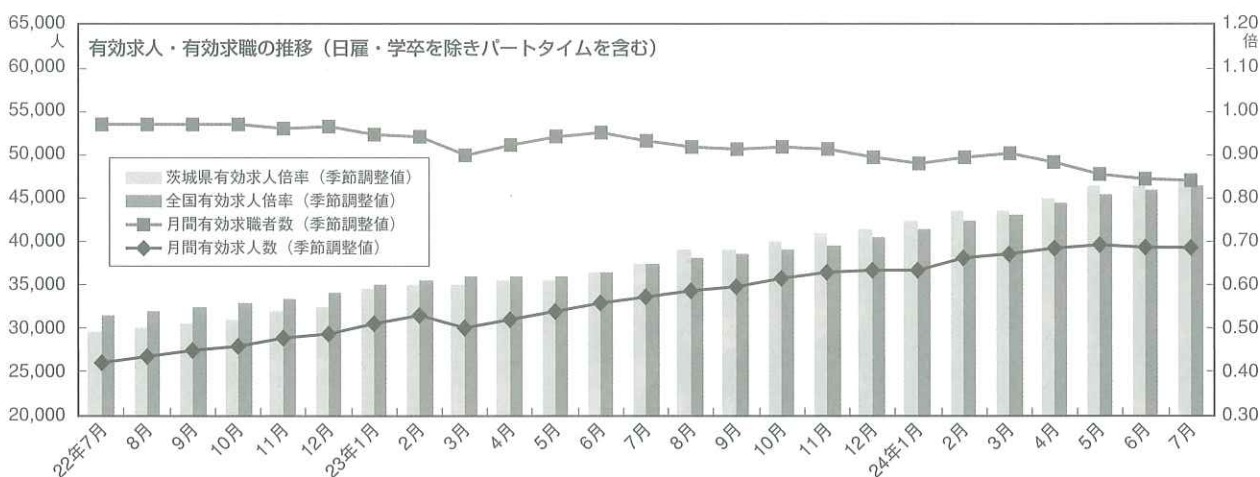
7月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は14,152人で前年同月に比較して10.6%増と29か月連続して増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同14.1%の増加となり、パートタイムは同13.2%の増加となりました。

新規求職者数は10,986人で前年同月比3.3%の減少となりました。雇用形態別では、一般は同3.2%の減少となり、パートタイムは同3.6%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)は同3.3%の減少となり、高齢求職者(60歳以上)は同1.5%の増加となりました。

有効求人数(原数値)は37,474人で、前年同月比で18.8%増と27か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は48,817人で同7.9%減と27か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.84倍(季節調整値)と前月を0.01ポイント上回りました。なお、原数値は0.77倍と前年同月を0.17ポイント上回りました。



平成23年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は14,152人となり、前年同月と比較すると10.6%増加となりました。

産業別にみると、卸売業・小売業(前年同月比30.4%増)、医療・福祉(同21.0%増)、建設業(同15.8%増)、宿泊業、飲食サービス業(同13.5%増)、学術研究、専門・技術サービス業(同12.6%増)、運輸業・郵便業(同7.1%増)などで増加しましたが、サービス業(同11.4%減)などで減少しました。

規模別で見ると29人以下(前年同月比17.3%増)、30～99人(同1.9%増)、300～499人(同58.9%増)では増加しましたが、100～299人(同5.6%減)、500人以上(同12.4%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると14.1%増と29か月連続で増加し、パートタイム求人も同13.2%増と15か月連続で増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は10,986人となり、前年同月比で3.3%減と4か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は72.3%(前年同月72.2%)と0.1ポイント上回り、数では前年同月比で3.2%減と4か月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で27.7%(前年同月27.8%)と0.1ポイント下回り、数では同3.6%減と4か月連続の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は41.0%となり、前年同月と同率となりました。若年求職者数では前年同月比で13.2%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は14.1%となり、前年同月(12.6%)を1.5ポイント上回り、高齢求職者数では前年同月比で1.5%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,683件で、前年同月と比較し4.9%減と5か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は24.4%と、前年同月(24.8%)を0.4ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は11,595人と、前年同月比で8.8%減と14か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は653人で、資格喪失者の割合では7.0%(前年同月7.8%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比5.2%減と4か月連続で減少となりました。

県内経済4団体に 高校生の 求人要請！



要請書を手渡す熊田職業安定部長

茨城労働局は、茨城県・茨城県教育委員会と連携して8月24日、県内経済4団体に対して、新規高等学校卒業者の採用枠拡大について要請を実施しました。

当日は、茨城県産業会館（水戸市）において、熊田秋男職業安定部長、小野寺俊教育長、岩間伸博商工労働部次長から、県内経済4団体（茨城県経営者協会：清水賢一専務理事、茨城県商工会議所連合会：中里修三専務理事、茨城県商工会連合会：畑岡宏茂専務理事、茨城県中小企業団体中央会：千葉実専務理事）に来春卒業予定の高校生の採用枠拡大を求める求人要請書を手渡しました。

今回の要請は、今年度においても厳しい経済状況が続き、新規高等学校卒業者の就職活動は大変困難な状況になることが予想され、7月末現在においても就職希望者が5,159人に対し、県内事業所からの求人数は3,711人とどまり、求人倍率は0.72倍と1倍を下回っており、9月16日から始まる高校生の就職活動を前に、就職希望者全員が就職できるように採用枠拡大の求人要請を行いました。

茨城労働局及びハローワークにおいては、1件でも多くの求人を確保するために各地域の高校、教育委員会や茨城県と連携して求人開拓を行っております。

また、高校とハローワーク・ジョブサポーターの連携による生徒一人一人の状況に応じた支援や就職面接会の開催等により生徒が卒業までに就職できるよう取り組んでいきます。



＜高卒求人申し込み時のお願い＞

* 高等学校卒業者の求人申し込みにあたっては、「高卒求人申込書」を事業所を管轄するハローワークに提出してください。人事権（採用権）のない支店・営業所等の場合は、人事権のある本社等で一括して、本社等を管轄するハローワークに提出してください。

平成24年10月1日から

被災者雇用開発助成金の対象者の要件が変わります

被災者雇用開発助成金とは

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して支給します。

※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者

支給額	大企業	50万円（短時間労働者を雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者を雇い入れた場合は60万円）

◆平成24年10月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のようになります。

対象労働者	平成24年9月30日までの要件	平成24年10月1日以降の要件
被災離職者	以下①～③の全てに該当する人 ①東日本大震災発生時に、被災地（※2）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと（*） ※2 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）	変更なし
被災地求職者	東日本大震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない人（*） （震災により被災地域外に住所または居所を変更している人を含みます）	左記の要件を満たし、震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等（※3）で求職活動（※4）を行った人のみが助成対象になります。 ※3 上記※1と同じ ※4 窓口で職業相談や職業紹介を受けること （注）震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域に居住していた人については、9月30日までに求職活動を行ってなくても助成対象になります。

（*）「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク



LL240726開発01

(事業主の方へ)

平成24年10月1日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などを変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件を次のように変更します。

現行
最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、 5%以上減少



対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、10%以上減少 （中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます）

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行
3年間で300日 （1年間での限度なし）



対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から
1年間で100日

対象期間（事業主が設定する1年間）▶	①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
【例】過去2年間に50日ずつ（計100日）利用した場合	50日	50日	100日（従来200日）

●対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年10月1日以降（※2）に設定する場合は

1年間で100日・3年間で150日となります

（上記の例で、③の対象期間に100日利用した場合、次の1年間は利用できません）

③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円



平成24年10月1日以降（※1）の判定基礎期間から
雇用調整助成金： 1,000円
中小企業緊急雇用安定助成金： 1,500円

（※1）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

（※2）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク



LL240814開発01

～労働契約法が改正され、 有期労働契約の新しいルールができました～

労働契約法の一部を改正する法律が平成24年8月10日に公布されました。この法律は、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようになるため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備するものです。

改正法のポイント

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

○有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合^(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約^(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1)原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2)別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件

2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

○雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※)有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または、有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたとみなす。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

○有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

◇施行期日：2については、公布日(平成24年8月10日)。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日。

◇改正労働契約法に関する情報は、

厚生労働省ホームページ「雇用・労働>労働基準>労働契約>改正労働契約法について」

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/)

に順次掲載されます。

9月は「障害者雇用支援月間」です！

— 障害者の雇用促進に向けて、より一層の理解を —

厚生労働省では、9月の「障害者雇用支援月間」にあわせて、事業主のみならず、広く国民の皆様に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、関係機関と協力し、「障害者雇用に関する全国表彰式の開催」、「障害者雇用支援月間ポスター原画入職作品展覧会の開催」、「障害者ワークスフェアの開催」などの啓発活動を展開します。

上記イベント等の詳細は厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ibxt.html>) 又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (<http://www.jeed.or.jp/activity/activity01.html#sec03>) のホームページでご確認ください。

障害者雇用に対する各種支援のご案内

障害者雇用を積極的に進めている企業は、障害のある人の「できないこと」ではなく、「できることに」目をむけています。その人の能力を生かせる仕事を切り出し、能力が発揮できる職場環境を整備することで、その人に活躍の場を与えると同時に、企業の利益につなげています。これは、多様な価値観や属性を持つ人材の活用（ダイバーシティ推進）の考え方にも通じます。

また、障害者雇用をきっかけに社内のコミュニケーションが活性化し、雰囲気が明るくなったという声も聞かれます。障害のある人に必要な配慮を考えることが障害のない人への配慮につながったり、障害のある人の存在が周囲に刺激を与えたりすることもあります。

さまざまな支援機関が事業主の皆さまのお手伝いをしますので、ぜひ障害者雇用に取り組んでみてください！

障害者雇用は初めてなので、何から始めたらよいか相談したい	⇒	○まずはハローワークへご相談ください。ご利用いただける支援制度の案内や、必要に応じて専門機関の紹介をしています。
障害のある人をどのような職務に従事させたらよいか知りたい	⇒	○障害者雇用に取り組む事業所の好事例を紹介している①障害者雇用リファレンスサービスや②各種マニュアルをウェブ上でご覧いただけます。 (① URL : http://www.ref.jeed.or.jp/) (② URL : http://www.jeed.or.jp/data/disability/disability01.html) ○ハローワークや地域障害者職業センターでは職務の切り出しのご相談にも応じています。
障害のある人を募集したい	⇒	○就職を希望している障害者の多くは、ハローワークに求職登録していますので、まずは、ハローワークにご相談ください。 求人者・求職者が一堂に会する就職面接会も開催しています。
いきなり障害のある人を雇うのは不安なのですが…	⇒	○障害者雇用への不安を解消するために、まずは短期の試用雇用（トライアル雇用）の形で受け入れる障害者トライアル雇用事業（障害者試用雇用奨励金）をご利用ください。 ○障害のある人を雇い入れた後も、必要に応じてハローワークや障害者就業・生活支援センターの担当者が職場を訪れ、業務に適應できるよう職場定着指導を行っています。 ○地域障害者職業センターでは、事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して障害者・事業主に直接的・専門的な援助を行っています。（ジョブコーチ支援事業）
障害のある人を雇用した場合に活用できる助成制度はありますか	⇒	○さまざまな助成制度をご利用いただけます。 ・障害者試用雇用奨励金～トライアル雇用する事業主への助成 ・障害者初回雇用奨励金～初めて障害者を雇用した事業主への助成 ・特定求職者雇用開発助成金～ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主への助成 ・障害者作業施設設置等助成金～障害者が作業しやすいような施設設備を設置した場合、その費用の一部を助成 ・障害者介助等助成金～職場において障害者の支援を行う人を雇い入れた場合などに、その費用の一部を助成

※障害者雇用に関するお問い合わせは、茨城労働局職業対策課またはハローワークにお願いします。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効 (月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実数 (基本手当分)	
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数			
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086	
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422	
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877	
23年4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196	
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596	
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575	
7	12,795	3,369	9,331	11,362	4,654	1,433	31,556	52,986	3,745	12,713	
8	13,665	3,655	9,895	12,485	5,176	1,497	33,513	51,528	3,627	13,200	
9	13,905	3,756	9,988	12,544	5,087	1,467	35,664	50,643	3,977	12,287	
10	15,365	4,060	11,167	12,295	4,941	1,715	38,040	50,918	3,911	11,892	
11	14,281	3,545	10,618	10,684	4,218	1,438	38,658	48,710	3,809	11,577	
12	11,174	2,745	8,340	8,337	3,345	1,107	35,473	44,163	3,343	10,747	
24年1月	15,027	3,679	11,249	12,806	5,174	1,659	36,012	44,793	3,031	10,419	
2	16,366	3,625	12,587	13,415	5,258	1,739	39,487	47,642	3,773	10,388	
3	14,549	2,945	11,481	13,622	5,662	1,712	40,975	51,183	4,983	9,933	
24年4月	14,095	3,247	10,726	15,200	5,690	2,716	38,803	52,831	4,701	9,702	
5	15,121	3,536	11,428	13,149	5,205	1,816	38,041	52,309	4,310	11,682	
6	13,085	3,066	9,906	11,581	4,650	1,419	37,143	50,250	4,046	11,241	
7	14,152	3,552	9,926	10,986	4,501	1,454	37,474	48,817	3,867	11,595	
8											
9											
10											
11											
12											
25年1月											
2											
3											

項目 年・月	求人倍率 (季調値) (倍)				前年同月比増減率 (%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
23年度月平均	1.07	1.11	0.69	0.68	21.9	14.1	▲1.5	▲3.8	5.4	2.0	▲4.4	▲4.4	283	4.5
23年4月	0.90	0.97	0.61	0.62	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	▲1.2	▲3.9	▲13.0	309	4.7
5	0.98	1.01	0.61	0.62	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲1.9	293	4.6
6	0.98	1.02	0.63	0.63	20.9	12.6	▲3.5	▲2.2	1.3	1.7	▲2.7	▲2.4	293	4.6
7	1.03	1.07	0.65	0.65	21.5	12.2	▲7.7	▲7.7	▲1.4	▲2.6	▲6.9	▲4.0	292	4.6
8	1.06	1.07	0.68	0.66	26.4	19.4	1.1	2.9	3.4	4.3	▲5.9	▲1.2	276	4.4
9	1.05	1.11	0.68	0.67	17.0	12.5	▲6.6	▲6.9	1.7	0.2	▲7.8	▲4.0	275	4.2
10	1.15	1.12	0.70	0.68	26.7	11.8	▲4.9	▲4.5	▲1.4	0.8	▲4.1	▲2.5	288	4.4
11	1.14	1.16	0.72	0.69	21.2	14.2	▲4.9	▲7.3	4.5	0.2	▲4.5	▲4.4	280	4.5
12	1.11	1.18	0.73	0.71	8.9	14.4	▲10.4	▲8.2	6.5	2.0	▲6.0	▲5.0	275	4.5
24年1月	1.18	1.20	0.75	0.73	20.5	12.4	▲6.0	▲5.4	5.3	4.3	▲4.7	▲4.2	291	4.6
2	1.23	1.27	0.77	0.75	22.7	16.3	0.8	▲7.7	10.3	6.7	▲0.7	▲3.0	289	4.5
3	1.12	1.19	0.77	0.76	27.4	15.2	5.6	▲7.8	21.1	4.7	▲7.0	▲7.4	307	4.5
24年4月	1.21	1.28	0.80	0.79	18.8	14.2	▲15.1	▲13.1	18.1	2.7	▲20.4	▲10.9	315	4.6
5	1.37	1.35	0.83	0.81	22.6	24.5	▲10.7	▲6.9	11.1	8.3	▲14.1	▲6.0	297	4.4
6	1.22	1.32	0.83	0.82	8.7	12.1	▲12.3	▲14.2	2.4	▲2.5	▲17.2	▲15.1	288	4.3
7	1.21	1.31	0.84	0.83	10.6	12.8	▲3.3	▲4.3	3.3	1.8	▲8.8	▲9.6	288	4.3
8														
9														
10														
11														
12														
25年1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。) 5. 平成23年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。